



浮ひょう一  
第2部：液化石油ガス用浮ひょう型密度計

JIS B 7525-2 : 2018

平成30年1月22日改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 基盤技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	奈 良 広 一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
(委員)	伊 藤 納 奈	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	江 前 敏 晴	筑波大学
	大久保 友 恵	レンゴー株式会社
	大 谷 聖 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 谷 吉 生	金沢大学
	大 平 由紀子	日本製紙株式会社
	柿 本 章 子	主婦連合会
	金 田 徹	関東学院大学
	重 松 康 夫	一般財団法人日本規格協会
	鈴 木 知 道	東京理科大学
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	田 原 江利子	王子ホールディングス株式会社
	中 本 文 男	Na 計測合同会社
	渕 田 隆 義	女子美術大学
	古 谷 涼 秋	東京電機大学

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 25.2.20 改正：平成 30.1.22

官 報 公 示：平成 30.1.22

原案作成協力者：一般社団法人日本計量機器工業連合会

(〒162-0837 東京都新宿区納戸町 25-1 日本計量会館 TEL 03-3268-2121)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

審議専門委員会：基盤技術専門委員会（委員会長 奈良 広一）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
<b>序文</b>	1
<b>1 適用範囲</b>	1
<b>2 引用規格</b>	1
<b>3 用語及び定義</b>	1
<b>4 目盛の単位</b>	2
<b>5 標準温度</b>	2
<b>6 最大許容誤差</b>	2
<b>7 表面張力</b>	2
<b>8 規定の方法</b>	2
<b>9 浸没</b>	2
<b>10 材料及び製作</b>	2
<b>11 形状及び寸法</b>	3
<b>12 目盛</b>	4
<b>12.1 一般</b>	4
<b>12.2 目盛線</b>	4
<b>12.3 目盛線の順序</b>	4
<b>12.4 目盛線の数字</b>	4
<b>12.5 補助目盛線</b>	5
<b>13 耐圧</b>	5
<b>14 温度計</b>	5
<b>15 誤差試験</b>	6
<b>15.1 誤差試験を行う目盛線</b>	6
<b>15.2 衡量法</b>	6
<b>16 材料及び構造試験</b>	6
<b>17 耐圧試験</b>	7
<b>18 表示</b>	7
<b>附属書 A (規定) 取引又は証明用の液化石油ガス用浮ひょう型密度計</b>	8
<b>附属書 B (規定) 使用中検査</b>	14
<b>附属書 C (規定) 電子式はかりの管理方法</b>	15
<b>解 説</b>	16

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS B 7525-2:2013** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS B 7525** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS B 7525-1** 第1部：密度浮ひょう

**JIS B 7525-2** 第2部：液化石油ガス用浮ひょう型密度計

**JIS B 7525-3** 第3部：浮ひょう型比重計

## 浮ひょう一

# 第2部：液化石油ガス用浮ひょう型密度計

Hydrometers—Part 2: Liquefied petroleum gases density hydrometers

### 序文

この規格の**附属書A**及び**附属書B**には、液化石油ガス用浮ひょう型密度計が計量法の特定計量器として要求される要件のうち、構造及び性能に関わる技術上の基準及び試験方法を規定する。この附属書の適合だけをもって計量法で定める検定に合格したことにはならない。

### 1 適用範囲

この規格は液化石油ガスの密度を指示するように目盛られた耐圧型の液化石油ガス用浮ひょう型密度計（以下、密度計という。）について規定する。

なお、取引又は証明用の密度計は、**附属書A**及び**附属書B**を適用する。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS B 7616:2013** 重錘形圧力天びんの使用方法及び校正方法

**JIS B 7414** ガラス製温度計

**JIS Z 8103** 計測用語

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS Z 8103**によるほか、次による。

#### 3.1

##### 標準温度

密度計に密度目盛を目盛るときに標準とする温度。

#### 3.2

##### 上縁規定

密度計の目盛を読むときに、メニスカスの頂点で読む読み方。

#### 3.3

##### 水平面規定

密度計の目盛を読むときに、水平な液面のレベルで読む読み方。